

行政評価対象事業 選定基準(案)

1. 考え方

行政評価の対象事業を検討するにあたり、市事業を(1)実施計画事業(新規事業、臨時的事業)、(2)その他事業(経常事業)に区分する。

(1) 実施計画事業

○投資的事業 (ハード事業)

- ・単年で1,500万円以上の投資的経費
- ・単年で1,500万円以上の大規模な修繕事業
- ※ただし、通常の修繕、維持管理及び複数年に一度定期的に実施される事業は除く。

○投資的事業以外の事業 (ソフト事業など)

- ・総合計画及び「新しいまちづくり行程表」における政策的な新規事業 (金額の制限なし)
- ・事業内容を見直し、その増減額が単年度で1,500万円以上の事業

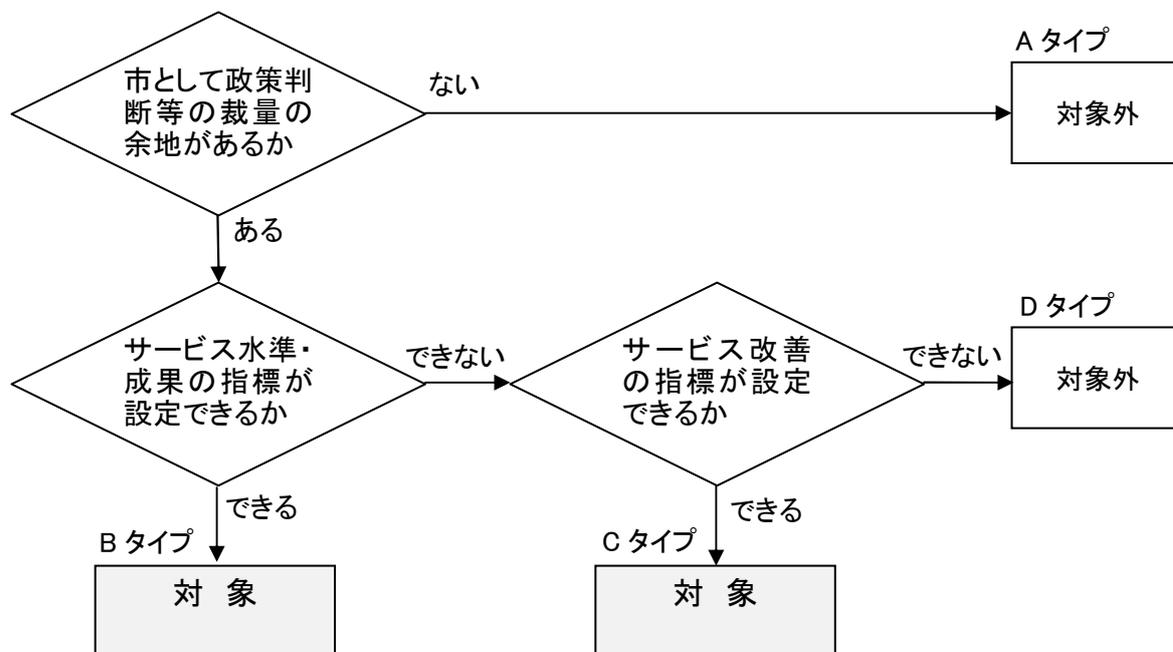
○共通

- ・実施計画において、次年度以降も「継続」となっている事業。

事業例: 卯塚墓園事業、古戦場公園再整備事業、都市計画街路新設改良事業、
組合施行区画整理事業、学校トイレ改修事業、東小学校増築事業 など

(2) その他事業

その他、以下の考え方にて対象の有無を判断する。



※裁量の余地とは、事業の制度、仕組み、事業規模(拡大や縮小・廃止)の変更等を市独自の判断で執行できる余地があるかどうか。

A タイプ事業例: 障害者相談支援事業、要保護児童対策事業、子ども医療費事業、
国民健康保険給付事業、消防・救助業務、救急業務など

B タイプ事業例: 公共交通利用促進事業、広報事業、男女共同参画推進事業、防犯啓発事業、
遊休農地活用事業、古戦場桜まつり事業、高齢者福祉事業、消防団事業、
図書館運営事業など

C タイプ事業例: 共用車・バス安全運転管理、商工振興事業、保育園入所等事業、
砂防公園管理事業、木造住宅耐震事業、適応指導教室事務など

D タイプ事業例: 政策調整業務、検査管理事業、内部監査事業など

2. 選定基準案

本市がこれまで行ってきた行政評価のあり方(臨時的事業は対象とせず、経常事業の事務改善を PDCA サイクルの観点で点検する)を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 実施計画事業

新規・臨時的事業であり、事業完了まで進捗管理を行うことから、経常事業化した後に行政評価の対象とする。

(2) その他の事業

サービス改善・事務改善を行うため、B タイプ及び C タイプを行政評価の対象とする。